

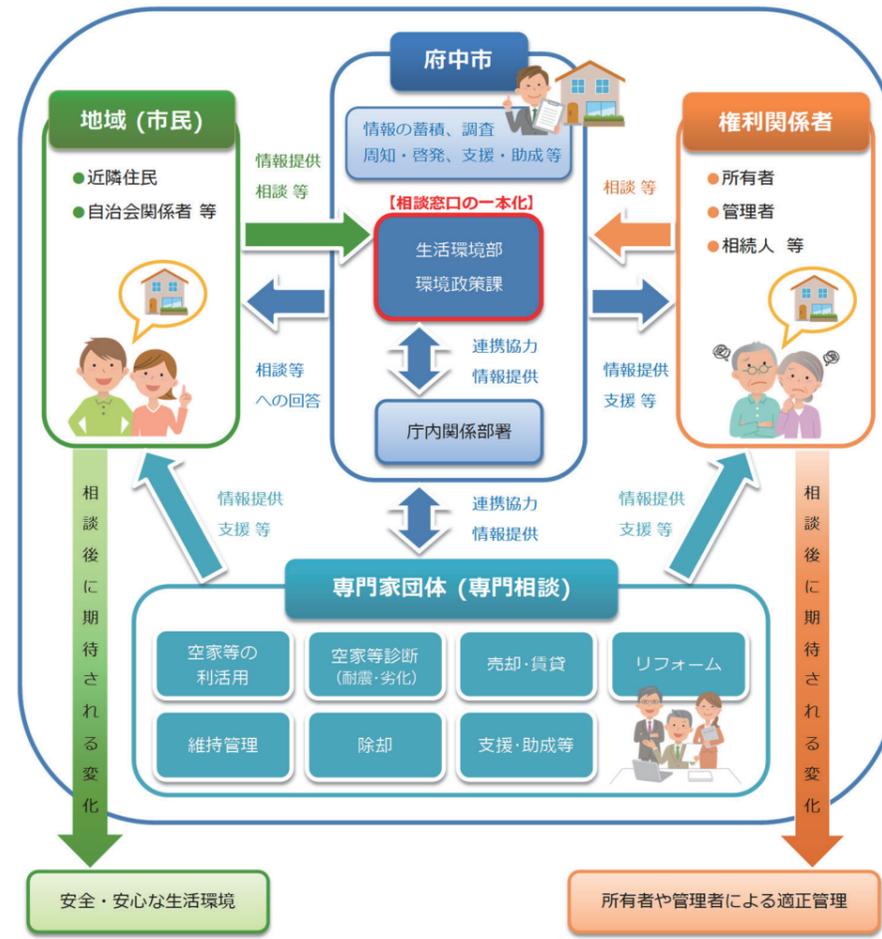
3. 相談窓口

空き家の所有者等又は周辺住民からの相談に対して、庁内関係部署との連携を強化するとともに、助言・提言をワンストップで行うことができる窓口の開設を検討し、空き家に関する相談の解決・改善に努めます。

4. 各専門家団体との連携

各専門家団体と連携し、空き家の適切な管理方法や不動産流通、相続などの様々な問題について相談できる体制の充実を図ります。

また、各専門家団体と空き家対策のための協定等を締結し、連携の拡充を図ります。



第2次府中市空家等対策計画【概要版】

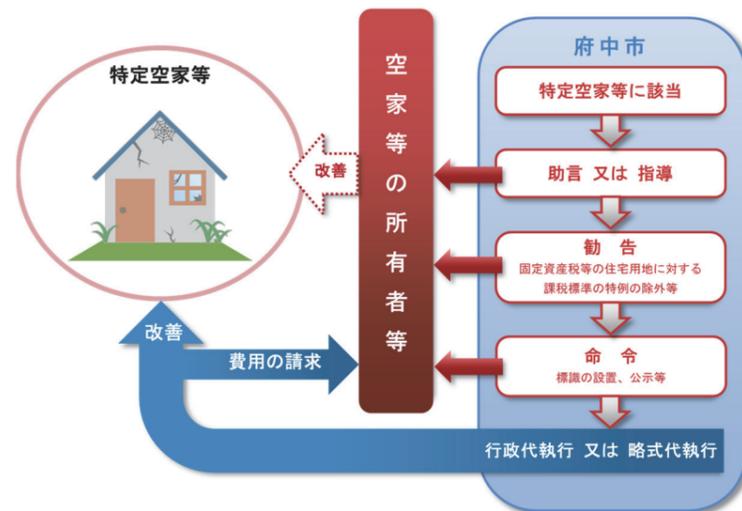
令和4年度(2022年度)～令和7年度(2025年度)



第5章 特定空家等に対する措置

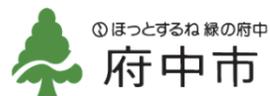
特定空家等に対する措置

『府中市「特定空家等」の判断基準』に基づき特定空家等と判断した空き家については、右図に示す手順に基づき措置を実施します。



近年、全国的な人口減少や高齢化等を背景に、住宅を中心とした空き家が年々増加しています。適切な管理が行われずに放置された空き家は、生活環境に悪影響を及ぼすこともあり、早急な対策の実施が求められています。国では、この問題に対処するため、平成27年5月「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」といいます。）」を完全施行しました。

府中市 生活環境部 環境政策課
〒183-8703 東京都府中市宮西町2-24 府中市役所本庁舎
電話番号：042-335-4195



府中市 生活環境部 環境政策課

第1章 計画の概要

1. 計画の目的

本市では、市民の生活環境の保全や空き家問題について本市の考え方を明確にし、空き家対策を総合的かつ計画的に推進していくために、「第2次府中市空き家等対策計画」（以下「本計画」といいます。）を策定しました。

2. 計画の位置付け



3. 本計画の対象

| 対象 | | | 非対象 | |
|--------------------------|--|--|---|----|
| 空家等 | 荒廃した空き家 | 特定空家等 | 共同住宅 | 長屋 |
| 空家法第2条第1項に定める「空家等」をいいます。 | 本市が独自に把握した空き家で、建物の損傷や、樹木・雑草の繁茂などにより、管理が行き届いていない空き家をいいます。 | 空家法第2条第2項に定める「特定空家等」をいいます。将来著しく保安上危険又は著しく衛生上有害な状態になることが「予見される」空家等も含まれます。 | 共同住宅や長屋で、一部住戸のみが空室となっているものについては、本計画の対象とはなりません。1棟の全ての住戸が空室となった場合や、それぞれの住戸が別個の建築物である場合には、空家法第2条第1項に定める「空家等」に含めて本計画の対象となります。 | |

4. 対象とする地区

本計画の対象地区は、府中市内全域とします。

第2章 現状と課題

1. 住宅・土地統計調査

総務省統計局が5年おきに実施している「住宅・土地統計調査」によると、最新（平成30年）の調査では、本市の住宅総数は131,360戸、うち空き家が占める割合（空き家率）は11.4%で、前回（平成25年）と比較して空き家率は微減しています。

「住宅・土地統計調査」における本市の空き家の内訳

| | H10年 | H15年 | H20年 | H25年 | H30年 | 推移 (折れ線グラフ) |
|--------|-------|-------|--------|--------|--------|----------------|
| 空き家総数 | 8,750 | 9,640 | 13,190 | 15,460 | 15,030 | |
| 二次的住宅 | | 340 | 680 | 170 | 120 | |
| 割合 | | 3.5% | 5.2% | 1.1% | 0.8% | |
| 賃貸用の住宅 | | 7,000 | 7,170 | 13,010 | 10,780 | |
| 割合 | | 72.6% | 54.4% | 84.2% | 71.7% | |
| 売却用の住宅 | | 330 | 860 | 670 | 860 | |
| 割合 | | 3.4% | 6.5% | 4.3% | 5.7% | |
| その他の住宅 | | 1,970 | 4,490 | 1,600 | 3,280 | |
| 割合 | | 20.4% | 34.0% | 10.3% | 21.8% | |

(出典) 総務省統計局「住宅・土地統計調査」

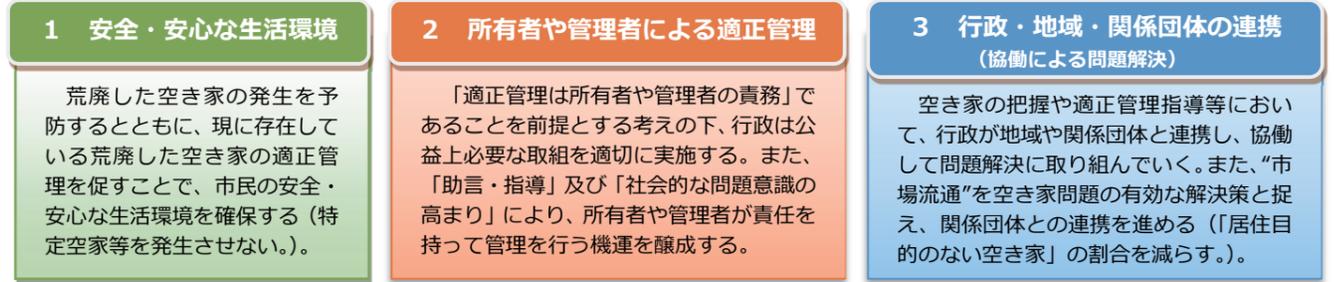
2. 市で把握している荒廃した空き家

本市では、独自の調査により、荒廃した空き家の所在を把握し、継続的に調査の上、解決・改善を図っております。調査開始時（平成23年）から現在までに本市が把握した荒廃した空き家は422件あり、半数以上の312件は本市の取組により、除却や樹木のせん定等が行われました。

第3章 空き家対策の基本方針

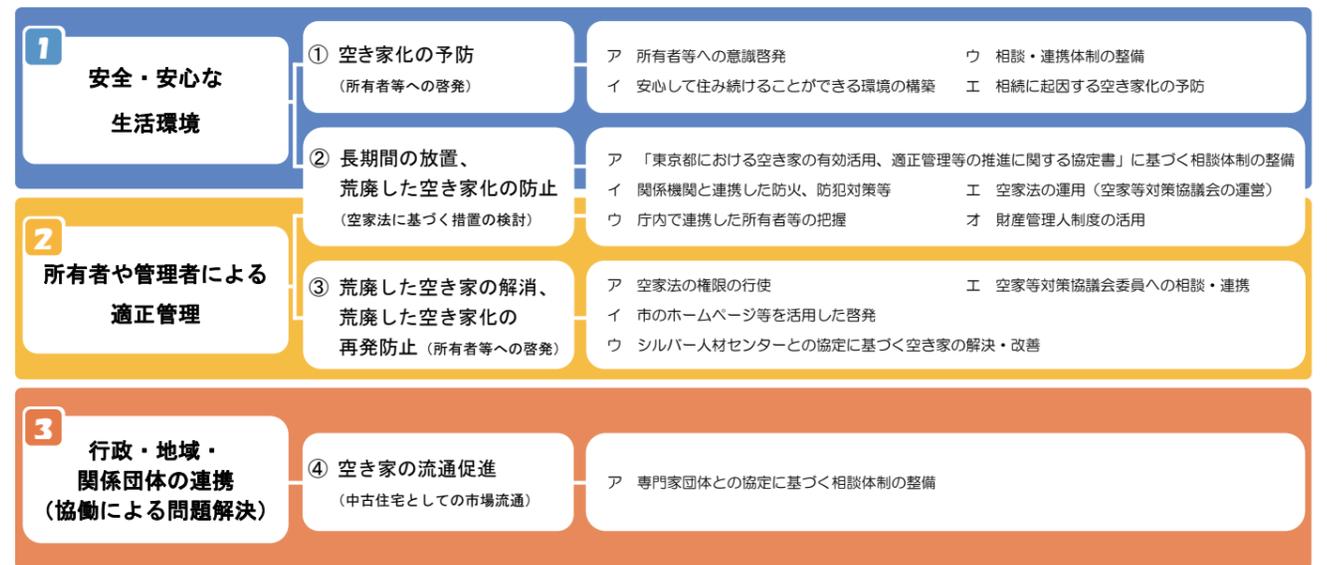
1. 基本目標

本計画では、本市が目指す空き家対策後のあるべき姿として、「安全・安心な生活環境」、「所有者や管理者による適正管理」、「行政・地域・関係団体の連携（協働による問題解決）」の3つの基本目標を掲げ、効果的な空き家対策を推進することとします。



2. 施策体系

市では、掲げた3つの基本目標を実現させるため、以下の施策体系に基づき、対策と具体的な取組を行います。



第4章 空き家に対する施策

1. 空き家の利活用（市場流通の促進）

利活用可能な空き家については、相談者への情報提供等を行い、空き家が放置されることなく、継続して活用されるための支援を行います。

空き家に関する相談窓口を設置し、空き家の所有者等や中古住宅の取得希望者に対し、専門家団体窓口を案内することで、リフォーム等を促進し、中古住宅としての流通を図ります。

2. 実施体制

本市では、空き家に関する日々の市民からの相談に応じていくため、右図のような空き家対策の実施体制を整備しています。

